

不妊・不育治療を支援します

不妊及び不育の治療及び検査を受けられたご夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療費等に要する費用の一部助成を行っています。不妊治療には、一般不妊治療(人工授精、タイミング療法等)、生殖補助医療(体外受精、顕微授精等)も含まれます。

対象者 ①～⑥の要件のすべてを満たす方が対象です。

- ① 不妊症または不育症の検査・治療が必要と診断された方
- ② 治療開始日において、法律上の婚姻をしている夫婦または婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係にある方
- ③ 治療日および申請日において泉南市に住所を有する方
- ④ 治療開始日において妻の年齢が43歳未満であること
- ⑤ 治療期間中及び申請日において、医療保険に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること
- ⑥ 申請日において市民税の滞納がないこと

※④については、治療開始日が申請日の属する年度の前年度以前にある場合、申請の属する年度の4月1日を治療の開始日とします。

※治療開始日に泉南市に住所を有しない場合、治療期間内に住民となった日から対象となります。

助成の対象となる治療費

申請日の属する年度の4月1日～翌年3月31日までの期間で、医師が必要と判断した不妊・不育症に関する検査・治療費(保険適用外含む)で、申請日において、その年度に受けている検査・治療費が対象となります。治療開始前不妊原因を調べる検査、治療の一環として行われる検査費用も含まれます。

※不育症検査は大阪府助成事業がある場合は、そちらを優先してください。

※対象外となる費用 ・入院時の食事療養費、室料差額、文書料など
・他制度の助成を受けている場合はその助成額分

助成金額

夫婦合算の医療費の自己負担額を助成します。上限5万円。

※助成額は自己負担額と助成限度額のうち、少ない額となります。

助成回数

1カ年度5万円を限度とし、通算6カ年度まで助成します。なお、泉南市不妊治療支援事業の助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた回数をリセットすることができます。また、妊娠12週目以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができます。

申請方法

対象となる医療費はその年度の3月31日までにまとめて泉南市立保健センターへ申請してください。

3月31日が休館日の場合は直前の平日となりますのでご注意ください。

申請時の必要書類

- ① 泉南市不妊・不育治療費助成金申請書兼請求書（ホームページからダウンロード可）
- ② 泉南市不妊・不育治療医療機関受診等証明書（ホームページからダウンロード可）
- ③ 受診医療機関が発行する不妊及び不育治療の費用に係る領収書の原本（レシート不可）
- ④ 結婚種別により必要な書面
【法律上の婚姻をしている夫婦の場合】※夫婦ともに市内に住民登録がある場合は不要
・法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類「戸籍謄本」等
【事実婚の夫婦の場合】
・重婚でないことを確認できる書類「両人の戸籍謄本」等
・世帯の状況が確認できる書類「両人の住民票（世帯全員）」等
ただし、別世帯である場合は、「事実婚関係に関する申立書」（様式第3号）にその理由を記載してください。
・出生した子について「認知」を行う意向があることの確認ができる「事実婚関係に関する申立書」（様式第3号）
- ⑤ 夫婦どちらかの振込先が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ⑥ 夫婦それぞれの健康保険証
- ⑦ 助成回数のリセットを希望する場合に必要な書面
※本市に住民登録上において、確認できる場合は不要
【出生の場合】母子健康手帳等出生児の生年月日等が確認できる書面
【死産の場合】死産届の写し等死産児の死産の事実が確認できる書面

助成金の支給

助成が決定した場合、決定通知書を郵送し、申請者の指定口座に振込みます。

（2ヵ月程度かかります。）

その他

- ・助成対象の要件を満たしていない場合は、不承認決定通知書にて、申請者へお知らせします。
- ・審査に際し、住民登録及び戸籍に関する事項、税務に関する事項、検査及び治療に関する事項、加入している健康保険の給付に関する事項について、照会することがあります。

申請及びお問い合わせ先

泉南市立保健センター

泉南市信達市場1584-1

電話072-482-7615 FAX072-485-1621

E-mail hokencenter@city.sennan.lg.jp